

○印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則

平成2年10月23日規則第15号

改正

平成8年3月29日規則第44号
平成18年9月12日規則第80号
平成22年11月18日規則第117号
令和3年3月19日規則第8号

印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市ふるさとづくり運営基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第4条に定める「ふるさとづくり運営事業」（以下「事業」という。）とは、ふるさとづくりに寄与する花と緑の推進事業、コミュニティ醸成事業、国際交流事業及びその他ふるさとづくりに関係する事業をいう。

(運営事業)

第3条 ふるさとづくり運営基金を充てる事業は、別に定める印西ふるさとづくり運営会議委員の意見を聴き、市長が決定する。ただし、当該基金の運用から生じる収益を充てる場合にあっては、この限りでない。

2 前項により決定された事業は、当該事業を所轄する関係部局が一般会計歳入歳出予算に計上して執行する。

3 前項により執行された事業は、適宜市民に周知するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第44号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月12日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月18日規則第117号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第8号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。